

第三者による保証

本報告書記載の環境情報の信頼性を向上させるため、(株)新日本サステナビリティ研究所による第三者審査を実施し、その結果を以下に掲載しました。環境パフォーマンス指標の内、サステナビリティ報告書等審査・登録制度(サステナビリティ情報審査協会<http://www.j-sus.org/>)において定める重要な環境情報の正確性及び網羅性について審査が行われ、裏表紙に掲載しているJ-SUSマークは本報告書に記載する環境情報の信頼性に関して、同協会が定める「環境報告審査・登録マーク付与基準」を満たしていることを示すものです。

独立した第三者による保証報告書



2008年8月26日

横浜ゴム株式会社

代表取締役社長 南雲 忠信 殿

株式会社新日本サステナビリティ研究所

代表取締役

中込 昭弘



1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、横浜ゴム株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2007年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の会社が作成した「CSRレポート 2008」(以下、「CSRレポート」という)に記載されている会社の環境パフォーマンス指標(サステナビリティ情報審査・登録制度において定める重要な環境情報*)に関し、CSRレポートの作成基準**に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として保証業務を実施した。なお、CSRレポートの作成責任は会社の経営者にあり、当研究所の責任は独立の立場からCSRレポートに対する結論を表明することにある。

*1 サステナビリティ情報審査・登録制度において定める重要な環境情報とは、有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会が「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成20年2月)に規定するものをいう。

*2 CSRレポートの作成基準は、「環境報告ガイドライン2007年版」(環境省 平成19年6月)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.0」(Global Reporting Initiative 2006年10月)を基に、詳細情報については会社が定めた測定・算出方法によって補完された基準をいう。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「国際保証業務基準3000(改訂)～過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000, “Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information” 国際会計士連盟 2003年12月)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成20年2月)に準拠し、主として質問、閲覧、分析的手続などの限定された手続**を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

*3 定量的な環境情報については、その収集過程、集計方法を把握・評価し、試査の方法により証拠資料と突合・照合し、再計算を実施した。また、定性的な環境情報については、関連する記録を閲覧、質問し、その他の記載項目との整合性を確かめた。

3. 結論

保証業務手続を実施した結果、環境パフォーマンス指標について、CSRレポートの作成基準に準拠しておらず正確に測定、算出されていないと認められる事項、または重要な事項が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本有限責任監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以上